

“コンパクトシティ”の台頭 - 成熟期の流通産業（完） -

経済評論家
杉岡碩夫

要旨

国民生活金融公庫総合研究所の『調査季報』に「成熟期の流通産業」と題して、第79号（2006年11月）と第82号（2007年8月）に連載を試みた。日本政策金融公庫総合研究所の『日本政策金融公庫論集』とタイトルは変ったが、本稿は前出の二つの論考の結びとして執筆した。

『調査季報』第79号および82号の梗概は

俗にスーパーマーケットといわれる大型小売商は、業界の再編を伴いながら趨勢としては今日すでに成熟期に入ったこと

三大都市圏（首都圏、中部圏および近畿圏）以外の地方都市では、中心商店街の空洞化が続いており、小売商業集積の郊外化が既定の事実となっている。この傾向にはどめをかける伝統的商店街の努力は、必ずしも成果をあげていない。

というものであった。

本稿は郊外商業集積に対抗して、伝統的な商店街を復活しようという運動は、中央政府の政策と同調しながら各地で起動する“コンパクト・シティ”と総称されるものであるが、漸く地方自治運動的な性格が表面化させていることを取上げる。

コンパクト・シティ運動は、通産省（現在の経済産業省）が“大店法”を単独で施行させたものが、各地で問題をひきおこした状況を省みて、“街づくり”のため7省庁が始めた三つの法律と連動している。しかしながら各省庁連系の法律は“新三法”と改正されたが、“街づくり”は各地域の性格によって異なる傾向が強く、それが“コンパクト・シティ”という地域性を重視する自治的性格をおびる。たとえばその第1号の青森市は市単位であるのに対して、福島では県全体を包摂する県条例という形をとった。

しかしながら既定の事実として定着した郊外の商業集積は、動かし難い事実であり、その修正には限界がある。その実情を青森市と福島県のケースでみたのが本稿である。簡単にいえば、世にいう“流通革命”は起承転結とまではいかず起承転々の状況ではあるまいか というのがこの論考のとりあえずの締めくくりである。

表 - 1 空き店舗数(平成15年度調査と平成18年度調査の比較)

(単位:店、%)

	件数	0店	1店	2店	3店	4店	5~9店	10~19店	20店以上	無回答	平均	実数合計
平成15年度	3455 100.0	827 23.9	382 11.1	431 12.5	406 11.8	261 7.6	735 21.3	269 7.8	69 2.0	75 2.2	3.90	13185 100.0
平成18年度	2644 100.0	53.5 20.2	264 10.0	320 12.1	261 9.9	203 7.7	581 22.0	352 13.3	121 4.6	7 0.3	5.33	14042 100.0

資料: 全国商店街振興組合連合会「平成18年度商店街実態調査報告書」

表 - 2 商店街における大きな問題(過年度比較)

	最も多かった回答	二番目に多かった回答	三番目に多かった回答	設定回答数
平成7年度	大規模店に客足が 取られている。 (75.7%)	後継者難(63.9%)	大規模店出店ラッ シュに押され気味 (60.6%)	回答は複数選択
平成12年度	魅力ある店舗が 少ない(72.8%)	大規模店に客足が 取られている。 (72.3%)	商店街活動への商 業者の参加意識が 薄い(65.0%)	回答は複数選択
平成15年度	経営者の高齢化等 による後継者難 (67.1%)	魅力ある店舗が少 ない(66.3%)	商店街活動への商 業者の参加意識が 薄い(55.7%)	回答は複数選択
平成18年度	魅力ある店舗が少 ない(36.9%)	商店街活動への商 業者の参加意識が 薄い(33.4%)	経営者の高齢化等 による後継者難 (31.4%)	回答は主なものを 3つまで選択

資料: 表 - 1と同じ

1 商店街空洞化の調査

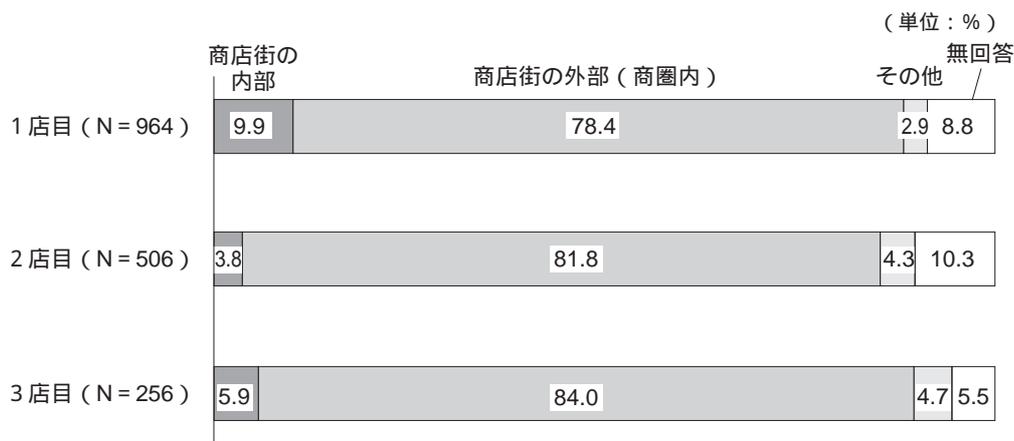
全国商店街振興組合は、中小企業庁の委託調査で2006年(平成18年)げんざいで全国的な現状についてのアンケートをおこないその結果を『平成18年度商店街実態調査報告書』として発表している。一口に商店街といっても、この調査をおこなった商店街振興組合をはじめ、事業協同組合、任意団体の三つの組織があり、今回の調査は1万3,322組織体から8,000組織を抽出している。これによって、いうところの中心商店街の空洞化の全体ではないにしても、側面的・部分的にその状況がうかがわれる。

調査によると、伝統的な商店街の空き店舗数の平均は5.33店である。この割合は前回調査(2003年度、平成15年度)とくらべて3.90店から5.33店と

なり、空き店舗率(商店街の空き店舗の総数/商店街の全店舗数)は8.98%と上昇、空き店舗問題は歯止めがかからない状況をみせている。表 - 1によると、残存する商店街のなかで空き店舗が10~19店舗のグループの割合が5.5ポイントも増加している点が注目されよう。

この調査によって明らかになった今ひとつの注目点は、大型店進出の衝撃が既存商店街の側に与える度合の弱化である。1995年度(平成7年度)および2000年度(平成12年度)までは大型店進出を商店街の問題としてあげているが、2003年度(平成15年度)以降は問題点となっていない(表 - 2)。伝統的商店街は大型店の進出による競争の発生を、無視したものでなければ、競争する意欲を失ったのであろうか?ただし『調査季報』(第82号)で筆者が調査した熊本市の商店街は依然として対抗意識を失っていなかった。全国平均

図 - 1 出店した大規模小売店舗の立地場所



資料：表 - 1 と同じ

のアンケートでは見出せないところであろう。

抵抗意識が残っていたからこそ、コンパクトシティ運動が台頭したのではあるまいか！しかしながら他方でこの調査は、既存商店街への大型店の進出は、80%弱から84%をしめ、商業集積の郊外化は現実に続いていることをも実証している（図 - 1）。

2 大店法から新三法へ

(1) 大店法の成立とその問題点

スーパーマーケットの第1号店は、1953年（昭和28年）に東京の青山通り（渋谷駅を起点として港区の赤坂見附まで）に出現した“紀ノ国屋”であるとされている。そこには空襲によっても焼け残った高級住宅街があり、米占領軍の高級将校および家族が住宅として使用したので、彼らの要望に応じて生れたのがこの店であった。戦前には見られなかった新しい業態であって、それが次第に全国に普及していった。

敗戦時まで存在した小売商業の大型店は百貨店であり、その開業は百貨店法（通産省所管）の許可制のもとにあった。しかしスーパーマーケット

の出現は、地域社会の構造、とくに不可欠の存在である小売商店のあり方を根本的に変えた。第1に百貨店は集積の効果を求めて大都市または県庁所在地などの地方中心都市のセンターないし郊外電車のターミナルに立地した。これに対してスーパーマーケットは都市規模の大小をとわず既存の商店街以外に立地、取扱い商品も最寄り品が中心で、地価の安い郊外部では、マイカーの普及に応じて広大な駐車場を併設するという体制をとった。つまり百貨店と異なり、小売商業の競争相手となり、小売商業との住みわけが崩れる結果をきたした。

通産省は百貨店対策としての許可制を廃止して、大店法の採用に踏み切る。

大店法の立法に当たっては、通産省の諮問機関である産業構造審議会の流通部会の意見を取り入れる。すなわち百貨店法が目的とした社会的弱者として中小商店を保護してきた方針を捨てて大店法（正式には“大規模小売店舗における事業活動の調整に関する法律”）を制定する（1973年、昭和48年）。政策理念としては「コンシューマリズム」（消費者主権）と「資本自由化対策」（予想される外資進出における衝撃の予防）をかかげた。この法律の第1条は消費者主権を明示している（条文

の第1条には「この法律は、消費者の利益の保護に配慮しつつ、大規模小売店舗における小売業の事業活動を調整することにより、その周辺の中小小売業の事業活動の機会を適正に確保し、小売業の正常な発達を図り、もって国民経済の健全な進展に資することを目的とする」とある。

大店法の機能は、百貨店法の許可制にかえて「事業届出制」を採用したことを特徴としている。具体的には大型店が新設あるいは増設を届出するさい、まず地元(商工会議所か商工会)に協議会(商業活動調整協議会、略して商調協)を設けて検討し、結論が見つからない場合は通産大臣の諮問機関である大規模小売店舗審議会(大店審と略称)の意見を聞いて勧告または命令を発することができる仕組みである。

地元の商調協の役割は、まず審査対象となる大型店(大都市では店舗面積3,000㎡以上、それ以外の都市では店舗面積1,500㎡以上)について、新しく開店あるいは既設店舗を増設する場合、その6カ月前(1978年の改正で7カ月前となる)に、次の4項目、すなわち 店舗面積、開店日、閉店時刻、休業日数を自治体を通じて通産大臣に届出る。商調協の構成員は、商業者、消費者、学識経験者(等分比で合計20名前後)である。このうち大型店との競争にさらされる商業者以外は、コンシューマリズムと外資進出防止の建前に賛成して、概ね歓迎にまわる。

商調協の議論は非公開で、結論は全員一致を原則としていた。一方、大店法では調整開始から7カ月間をすめば、大型店は営業できることになっていた。かつて岩手県の北上市郊外の江釣子^{えづりこ}村に進出を希望した大型店ジャスコに対して東京地裁に反対する旨を地元商店街は提訴したが、地裁は7カ月以降の出店が自由であるとする大店法の規定にもとづいて、原告(地元商店街)の訴えを却下している(1982年、昭和57年)。

ただし筆者が『調査季報』(第82号)でのべた

如く、熊本市の商調協はダイエーの進出にすべての構成員が反対を続けるという事態が起きた。大店審は中央から調査員を派遣し、現地を調査、店舗面積の一部をカットしてダイエーの出店を認めた(1978年、昭和53年)。

(2) コンパクト・シティの衝撃

青森市および福島県のコンパクトシティ建設構想および福島県の条例は、もとはといえば大店法の欠陥をのぞくべく立法された“まちづくり三法”が、地方都市の衰退を回復するには、必要な条件を示しはしたが、必ずしも十分ではないという地方自治体の発想をもとにしている。それぞれの都市が商業集積の郊外化という既成事実を背負っていたからである。各自自治体もつ特徴に応じて地方自治の精神を発想したことがその基底にある。

もともと日本の小売商業政策は、旧くて新しい課題である。第二次大戦の敗戦(1945年、昭和20年)いらいの過程をみても、その道程は紆余曲折をたどっている。日本経済の動向を国民の消費行動の構造の変化からみても、戦後復興のあと、1973年(昭和48年)に一応の完熟期を迎えているが、それ以前に高度成長でまず電化ブーム(白黒テレビ、電気冷蔵庫、電気洗濯機の普及)があり、1960年代半ばには3C(カラーテレビ、クーラー、クルマ)が一般市民の家庭に常備されるようになっていた。当時の家計調査(全国、全世帯)によると、1970年(昭和45年)での構成比のうち生活必需品は、食料費34.1%、住居費4.9%、衣料品9.5%、計48.5%となっている。それが1973年には、

食料費	31.9%
住居費	5.0%
衣料費	10.0%
計	46.9%

に推移する。さらに1989年(平成元年)では

食料費	25.3%
住居費	4.9%

衣料費 7.3%

計 37.3%

となり、生活必需品の割合が1973年から9.6ポイント減を示す。この期間にウエイトを増しているのは交通通信費4.3ポイント、教養費1.6ポイント、その他4.3ポイントで、基礎的生活費の減少と見合っている。産業のサービス化が進み、家計では基礎的生活費をおさえ、生活の向上を求める消費が高くなる傾向を示す。当時は“一億総中流家庭”という望ましい状況がみてとれた。このような家計構造の変化にもっとも適合したのはスーパーマーケットであり、その点で“流通革命”は成功した。

しかしながら“流通革命”は、日本の地方都市に癒し難い禍根をも残した。大店法のなかにスーパーマーケットの立地を調整する仕組みがなく、都市の商業集積が郊外部に移り、伝統的な中心商店街を空洞化させたことである。その責任はまず第一に通産省の独走と、それを許した官僚組織そのものにある。

通産省の独走を許したのは、もちろんそのプレーンの狭隘という限界であると同時に、官僚組織全体のもつ一種の縄張り意識と、それを支えるシステムの存在である。行政権を担当する組織である内閣の一部に“内閣法制局”があり、各省庁の権限を管理するもので、各省庁の独自の権限はお互いに侵さないように看視する。つまり大店法が商調協で大型店を審議するのは4項目で、そのなかに立地規制がなかったのは、立地についての権限は都市計画を担当する建設省（今の国交省）に属し、通産省の権限外であった。このため商調協は、大型店の届出審査に当たってその立地を規制する役割をもち、大型店は安い地価を求めて広大な売場とマイカー客に無料駐車場を提供することになった。これが商業集積の郊外化を定着させ、その結果として伝統的な中心商店街を疲弊させ、都市と農村のコンビを破壊した。

大店法がひきおこした前記の矛盾を改善するため生れたのは改正都市計画法（国交省所管、大型店の立地の適否を判断して、計画的土地利用を行うため、キメ細かなゾーニングをおこなう、1998年（平成10年）公布、その後2000年に改正）

中心市街地活性化法（市町村がおこなう中心市街地活性化を助成する、経産、国交、総務3省の共管、1998年公布）大規模小売店舗立地法（立地周辺地域の生活環境を保護する、経産省所管、1998年公布）の“まちづくり三法”を制定した。三法の所管官庁には、通産省が経済産業省に名称をかえて三法に参加したが、このほか国交省（旧建設省）、総務省が主体となり、関連する諸官庁は前記の3省のほか農林水産省、警察庁、文部科学省、厚生労働省で7省庁に及んだ。

さらに2006年には、都市計画法が改正され、大店立地法は改正されなかったが、進出した大型店に隣接した物販およびサービス業の整備等の運用の改善をおこなった。そして中心市街地活性化については、前記の諸官庁が予算および税制上の支援と、財政投融资で応援することになった。これが街づくり“新三法”の概要である。

さらに21世紀に入ると、アメリカ主導のグローバル化が全世界を掩い、市場中心主義の潮流が風靡する時代になるが、そのアメリカでは2008年9月、アメリカの投資銀行リーマン・ブラザーズが倒産、アメリカの世界経済支配が終わる。

結論的にいえば、本格的な意味での都市計画は、中央集権的なシステムを前提として、その実行は各地の実情に合わせるという共同作業であるべきである。そのさい地方自治の主体である各自治体が、自主的に立ちあがろうというのがコンパクト・シティの本旨であり、それがコンパクトシティ行政あるいは条例となったケースを、その第1号都市の青森市と、それに続く実例として県全体を条例の対象とした福島県の実情をさぐりたいというのが、このレポートである。

図 - 2 青森県の地図



3 青森市と福島県 地域によって異なる体制

(1) 青森市の経済史

青森市は本州の北端で江戸時代は東回船の起点として発展した。西に津軽半島、東到下北半島にはさまれた陸奥湾の南方の最深部に立地、明治以降も北海道開拓のための交通の起点となる(図 - 2)。1891年(明治24年)には東北本線、ついで1895年(明治28年)に奥羽本線が開通して首都圏と連結。ついで1908年(明治41年)、青函連絡船ができて北海道開拓のメインラインが完成する。さらに昭和に入ると1979年(昭和54年)クルマ時代の出現にあわせて東北縦貫自動車道が出来、首都圏と北海道および東北地方との交通インフラが本格化する。また首都圏の経済成長のため東北地方の安い労働力が大量に供給された点も留意されるべきであろう。

しかしながら1988年(昭和63年)に青函トンネルが完成すると共に、青森市の経済力は低下を余

儀なくされる。しかも第二次大戦の米軍による空襲で市街地が壊滅するという事もあった。いずれにしても青森市は交通の要衝としての役割が変化し、かつ低下したことは否定できない。そのうえ忘れてはいけないことは青森にとって、積雪という天候的に決定的なマイナス点があり、その負担は戦前戦後を通じて一貫していることである。

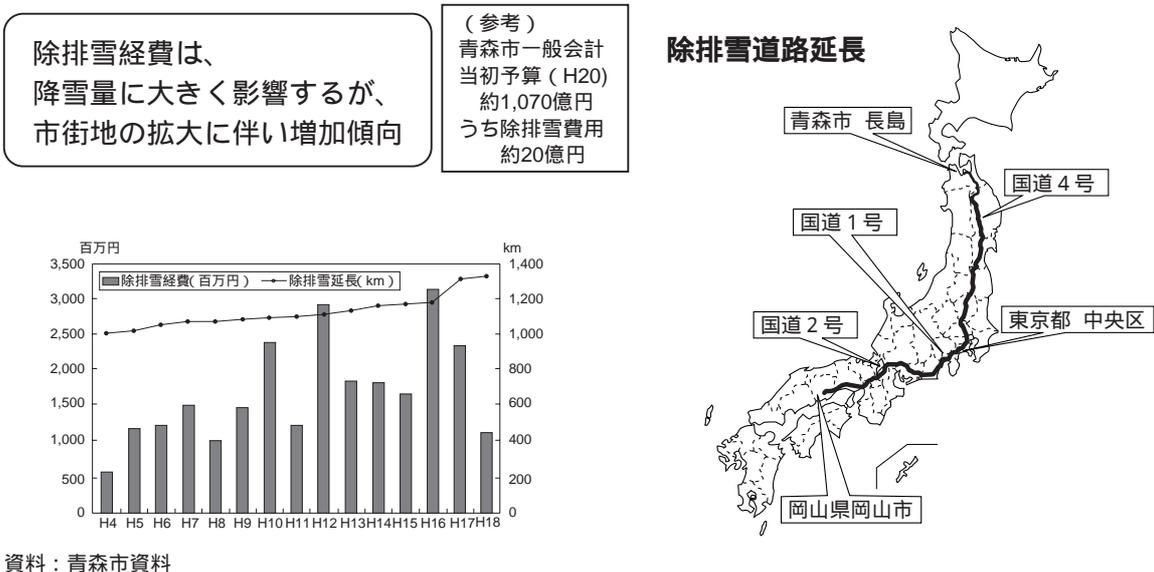
図 - 3 でみるとおり、2008年(平成20年)げんざい、青森市の一般会計約1,070億円のうち除排雪費は約18%の20億円に達している。同市の除排雪道路の距離の延長は、青森市を起点として岡山市に達する長さに相当する。

(2) 青森市の現状

青森市の人口は2008年現在で約31万人、2005年に合併した浪岡町を合わせると65歳以上の高齢者の割合は19.7%に達する。市の面積は、東京23区とほぼ等しく824km²に及ぶが、7割は林野である。

青森市は県庁の所在地で、経済的地位は低下したが行政府としての役割が主体となっている。農産物としてリンゴ生産は全国第2位(旧浪岡町が

図 - 3 除排雪費用と除排雪道路延長の推移



主産地、生産量は県全体)を誇り、催事としては8月のはじめ6日間にわたる“ねぶた祭”は、全国はおろか海外客をふくめて350万人が観光客として殺到し、宿泊施設は満杯となり、泊まり切れない客の一部は海峡をこえた函館市に依存する(弘前市の夏祭は“ねぶた祭”とよばれ、開催期間は7日間)。

“ねぶた祭り”の中心は豪快な山車で、毎年1台約1,000万円をかけ、“ねぶた絵”の職人は専門化し、1年の暮しを“ねぶた祭”での収入に依存する人々も少なくないと聞く。青森市はまた“イベント都市”の側面をもつ。“ねぶた祭”をみる機会があれば、青森市の印象はより深くなるかも知れない。

先述の豪雪は八甲田山をはじめとする周辺の森林の保水力の源となり、ある意味で青森市は水不足の心配のない都市である。豪雪はまたプラスの役目も持つ。

青森県内には青森市のほか、弘前、八戸の三大都市があるが、小売業の売上高でみると青森市は第1位である。2004年(平成16年)げんざい、売上高は3,405億5,200万円である。商業集積は、住

宅地の展開に応じて郊外に拡散、スーパーマーケットをはじめ全国規模の小売チェーン店も同様に郊外に立地している(大型店の売上高比率は33.3%、2005年)。

かつて加えて公共施設である卸売市場、県立図書館などは広い敷地を求めて郊外にあり、中心市街地の衰退をまねいた。青森県は青森市の北端、青森湾が一望できる好位置に、高さ76m、地上15階の超近代的で全体が三角形の“アスパム”という観光物産館を建設している。入場料は無料だが、内部にあるパノラマ映画館と最上階の展望台は有料(たとえばパノラマ館は大人800円、小人400円)。筆者がここを訪ねた日は、生憎の曇天で函館市は見えなかった。

考えてみると、筆者の北海道旅行はすべて航空機を利用し、青森市に足を踏み入れるのは実ははじめてであった。“アスパム”からの眺めは、本土の“北の果”の寂寥感はあったが、流行歌の“津軽海峡冬景色”や、水上勉の名作“飢餓海峡”を連想させる旅愁を感じさせるものではなかった。青森県への旅の思い出としては弘前市の方が遙かに印象がよい。

筆者の旧制中学時代、上級学校への勉強中、旧制弘前高校(現在の弘前大学)がもっとも入学しやすいという情報や、後日の産地調査(津軽塗)で訪ねたさい、駅前の酒場で聞いた津軽三味線の印象が今も記憶に残っている。津軽塗は、一名“馬鹿塗”ともいわれ、漆をいくどなく塗り重ねた色彩は、決して洗練されたものではないが、そのとき購入した盆は今も手元にある。東北の匂いの濃い、しかも堅牢な作品で、日常用器としての味わいは深い。

青森市の出身で忘れることのできない人物は棟方志功である。独学で絵を学び、その作品を版画とし、国内はもとより海外でも数々の有名な賞をとっている。文字を画面に導入して独自の作風を確立しているが、地元の“ねぶた絵”と基本的に通底していることが誰の目にもわかる作品の数々である。

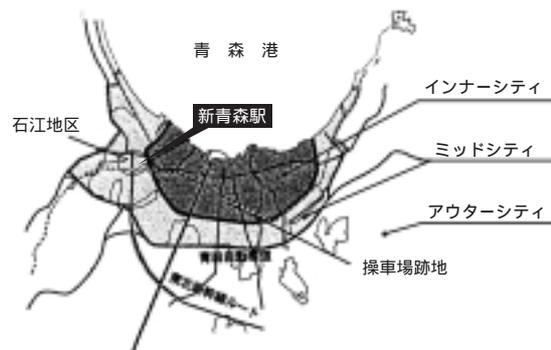
(3) コンパクト・シティの具体策

青森市の中心市街地の衰退を挽回するため、都市計画を再検討したのは現市長の佐々木誠造(1989年、50歳代で初当選、以下敬称略)であり、これを商店街から支えたのは加藤博(1949年生)の“まちづくりあきんど隊長”のコンビである。この二人がリーダーとなり、青森市をしてコンパクト・シティ第1号を獲得させた。

コンパクトシティのすぐれた点は、通産省という中央官庁がつくった大店法によって、全国の地方都市の中心市街地を荒廃させた失政を、地方自治体が自主的に回復策を立上げたことである。もちろん新三法の施策も大いに利用してはいるが、それだけで地方都市中心商店街の復活が不十分であることを実証したことであろう。

佐々木市長は1998年、天下り的な“まちづくり三法”を利用するが、その欠けたところを補う視点から「青森市中心市街地活性化基本計画」を立案、翌1999年には都市計画マスタープランをつ

図-4 青森市の都市計画エリア



資料：図-3と同じ

くる。具体的には、まず青森市を

インナーシティ(中心部の2,000ヘクタール)

ミッド・シティ(インナーの外側の3,000ヘクタール)

アウター・シティ(国道7号線沿いの外側)に区分する(図-4)。インナーシティには中心商店街の復興を試み、ミッド・シティはインナーシティとアウター・シティの中間地域で、低層住宅地としての都市整備(生活道路、区画整理)をすすめる。そしてアウター・シティでは都市化を抑制して自然環境を維持し、原則として開発を規制する。

中心市街地のメインストリートは、“^{しんまち}新町通り”であり、そこにつくられた“Auga(アウガ)”はコンパクトシティのシンボルとなった(図-5)。“Auga”は青森弁の「会おう」をローマ字化したもので、2001年(平成13年)に総工費185億円をかけた。これまで郊外にあった市立図書館、ショッピングセンターなどを包括し、“新町通り”に面した9階建のビルである。筆者が同館をみた時点(2008年10月)では、6~8階の3層におよぶ図書館は、開架式のオープンシステムで、平日の午後であったが、青少年、中年、熟年の各階層が揃って熱心に読書に励んでいた。郊外にあった当時とくらべて利用者は6倍に増えたという。

ミッド・ライフ・タワーは、青森駅前に“Auga”と隣接した市民住宅である。地上17階、

図 - 5 青森市の中心市街地



地下1階、総面積は1万4,820m²に達する（総事業費は約50億円）。建物の内部は、1階は商業施設730m²、2階にクリニック、約830m²、3～4階は福祉施設が30戸で約2,000m²、5～15階はシニア対応型のマンション、107戸、約1万600m²となっている。

このタワーの役割は

郊外居住の高齢者を対象としたマンションで、このためケアハウスやクリニックをここに集中させたこと。つまり遠隔地からの病院通いの苦痛から、市民とくに高齢者を解放したことである。

青森市の市民の悩みである冬期の積雪の苦勞を解決したことで、生活および健康対策となった（2003年実施したアンケート調査によると、高齢者を中心として1万人程度の新しい需要がある）

等のことである。

次に仙台市に本社がある「サンシティ」（デベロッパー）が出店を計画（床面積3万2,000m²）したが、青森市は2006年9月に「特別用途地区内における建物等の制限に関する条例」を制定した。

実はサンシティの出店予定地は準工業地域だったので、新三法が施行される2006年までは出店できる用地だった。それが青森市の前記の条例によって立地が不可能となり、敷地を2本の道路によって三分割し、それぞれの敷地に三つの建物をつくることになった。

コンパクトシティ第1号の青森市へは全国から見学者が絶えないという。しかし筆者が調査した時点でみると、計画は緒についたばかりの印象であった。なるほど“アウガ”や“ミッド・ライフ・タワー”は目立つが、新町通りの裏側は、旧式の商店街と住宅が混在して、みたところ新しい活力は感ぜられない。熊本市の中心商店街の“上乃裏通り”のような、若い事業者による“新しい街づくり”の息吹きがないのである（『調査季報』第82号、72～73ページ参照）。

ところで新三法の発足にあわせて、大店法の実施の舞台となった日本商工会議所は、『実践、まちづくり』と題して機関誌『石垣』の別冊を発行した（2006年2月）。そのなかで青森市の佐々木市長を招いて行った講演をのせ、同市の業績を紹介している。しかし筆者のみるかぎり、実は青森

表-3 コンパクトシティの展開

コンパクトシティに関連する主な自治体や経済団体の取り組み	
北海道滝川市	中心部の居住人口増へ、共同住宅建設に補助
仙台市	郊外から中心部に30分以内に移動できるように交通網整備
福島市	大型店の郊外出店を規制する条例を制定
新潟県長岡市	中心部で高齢者向け賃貸マンション建設を補助
金沢市	「歩けるまちづくり条例」を制定、商店街の車両規制
福井商工会議所	福井版のコンパクトシティ検討へ有識者の研究会
神戸市	10カ所のケーススタディー地区を設け、市民主体に実施
徳島市	中心市街地活性化基本計画を改訂、居住人口増などを追求
北九州市	モノレール駅周辺などの土地利用規制を緩和
鹿児島経済同友会	鹿児島大と、市電延伸などを柱とする構想策定

資料：日本経済新聞 2006年4月24日

市の試みは、新三法の限界を見すかして、地方自治体の本来の姿をみせた点にあると思う。

会議所の立場もわからないではないが、中心市街地を、特に地方都市で崩壊させる役割を自らが果たしたことの反省があって然るべきではないか。

(4) 青森市コンパクトシティの衝撃

本州の北端・青森市は全国ではじめて“コンパクトシティ”を計画、それを市長と商店街の指導者がコンビで実現させた。この試みは、今日のところ未だ発展途上とはいえ、一応の成果をみせている。全国の自治体(県および地方都市)のなかには、青森市の計画をみて、あとに続くところが出現している(表-3)。

青森市の計画は市単独の計画と実行であるが、次にみる福島では全県を対象として条例を施行した。筆者は青森市の調査に先がけて福島県のケースを調査した(2008年7月)。青森市と福島県の違いは、前者は市単独であるのに対して、後者は県全体を対象としていることである。いずれも計画の目的は、都市の中心商店街の空洞化の解決であるが、青森県では青森市、弘前市および八戸市の3都市は、夫々に相対的に独立しており、お互いに競争関係はほとんどない。それに対して福島

県は後述するとおり、首都圏に直結している地域であることと、県庁の所在地の福島市が東北最強の商業力をもつ仙台市に隣接、その他はやや相対的に独立商圏をもっていることである(図-6)。

ところで福島県を語る場合、日本の近代化(明治維新、1868年以後)の過程で、東北は一種の疎外感に悩まされたという歴史がある。つまり日本の近代化をリードした主体は薩摩・長州の西南雄藩であり、彼らに対抗して徳川幕府の護持にまわったのは東北の諸藩であったという歴史である。その対立と闘争は1年半にわたり(戊辰戦争)、東北は敗戦に終わる。以来、明治政府は東北を無視し続けた。明治のころ、東北出身者は東京に出ても巡査以上には出世できないといわれた。“白川以北、一山三文”といわれるゆえんである。

仙台市に本拠をもつ東北の地方紙『河北新報』は、その東北の地に日本の理想郷をつくることを念願としたといわれている。しかし事實は東北地方は首都圏への人材と食料品の供給に終始して今日にいたっている。ただし文化面でみると、青森県では前述の世界的版画家・棟方志功と文学では今なお人気の衰えない太宰治、岩手県では石川啄木と「雨二モ負ケズ」の宮沢賢治と、人口に膾炙する人々は少なくない。東北大学はまた法律面で世界的に顕著な人材を出している等々。

もちろんテレビがほぼ全世帯に普及したこと、地域の産業構造や運輸交通手段の進歩や、技術の発達による生活インフラが同時に変化したことも大いに影響している。そのことを社会の進歩ととらえるか、あるいは“近代化の行きすぎ”ととらえるかは、見る人の考え方による。しかし短絡を許されるならば、それはアメリカの世界支配の結果であり、そのアメリカの支配力は2008年9月のアメリカ一流金融機関リーマンブラザーズの倒産で一挙に崩れた。100年に一度といわれる世界不況が世を覆い、日本の一流企業は、いとも簡単に人員を削減している。

上のよう考えることには異論はあると思うが、地方都市の中心商店街の復活を“コンパクトシティ構想”によって実現しようという試みが、本州北端の青森市から始まったことは、注目に値しよう。今回の調査に当り往路は航空機を利用したが帰りはJR東日本に乗った。同じ青森県でも鉄道が南下するにしたがい、民家のたたずまいが次第に立派となり、八戸市は工業地帯をもちビルも多く、新産業都市に指定されてもいる。

大学で教師をしていたころのゼミの学生のひとりが盛岡市の“イオン”の部長となっていたので、彼と一緒に夕食を共にし、見違えるほど立派になったJR盛岡駅の一角にあるJR直営のホテルに泊る。今やダイエーにかわって大型店のトップに立つイオンのことは、本レポートのさいごに多少はふれるが同じ北方都市でもいろいろの相違があることが実感できた。

(5) 福島県のケース

表-3で示したとおり、青森市にはじまるコンパクトシティは、同じ悩みをもつ全国の自治体に広がった。

全国の地方自治体の都市計画係が、競うように青森市を訪ねていることはすでに述べた。実は青森市の調査以前に、青森市と異なり県全体に商業

まちづくり推進条例を施行した福島県を訪ねた。ここでの発案の主体は前知事および若い知識人的公務員であるようにみえてきた。また青森県との違いは、青森市、弘前市および八戸市は夫々に相対的に独立した商圈をもっているのと異なり、福島県は首都圏に近く、東北最大の商業都市・仙台市に隣接していること、とくに県庁所在地の福島市はほとんど仙台市の広域商圈内にある。しかし同じ福島県でも会津と“いわき”地域は相対的な自主性が高い。

ふつう福島県は、東北新幹線沿いの“中通り”と“会津”、およびいわき市を中心とする“浜通り”にわけられる。しかし県庁での地域区分は図-6のとおりである。会津は“会津地域”と“南会津地域”に、中通りは“県北”“県中”“県南”の3地域、そして浜通りは“いわき地域”と“相双地域”と、七つの生活圏に分けている。

福島県庁の「商業まちづくり課」によると、1998年(平成10年)に制定された“まちづくり三法”にもとづいてはいるが、現地の実情に合わせて県条例をつくったと言い、決して“反中央”ではないと強調していた。なお条例とは、地方公共団体による一種の法律であり、県市町村の事務であって、その点で国の定める法律とは対等であると有斐閣『法律用語辞典』は説明している。

福島県の条例は、まず最初に3本の柱をかかげている。第1に「小売商業ビジョンの策定」(県のすべての各市町村ごと)、第2に「特定商業施設(店舗面積6,000m²以上)の立地について広域の見地からの調整」、第3には「特定商業施設の地域貢献活動の促進」である。

ところが筆者が現地調査をした時点(2008年7月)福島市の東隣、同じく仙台市の商圈に直接入る伊達市(図-7)の商工会を調査した。県は1999年(平成11年)に同市に出店表明した“イオン”の大型店を10年間も“塩漬け”にしているその都市である。

図 - 7 福島県の地図



伊達市の商工会の指導員によると、同市はあくまでイオンの出店を歓迎すると言明。一方、県議会は全員一致で商業まちづくり推進条例に賛成し同市を選挙区に含む県会議員もそれに同調している。筆者はその点を問いただすと、商工会の指導員は県議員の選挙区は伊達市を含む広域圏であるから、イオンの進出に賛成し、県の条例にも賛成するのは「決して矛盾はしない」とキッパリと言い切った。口ひげをはやした個性的な指導員で中年層に属していた。

福島市民の買物状況を聞くと、日用品は郊外立地で自宅に近いスーパーで、多少高額なものは仙台市に向うということであった。福島市と仙台市の交通手段としては、はじめは宮城交通、福島交通とJRバスの3社共同運行に対して富士交通と桜交通の2社グループでの競争であったが、2004年の富士交通の倒産によって事態は收拾された。

いずれにしても福島市の在住者は、日用品は郊外のスーパー、高級品は仙台市というスタイルが定着しているようだ。商業まちづくり推進条例の発令者の県庁の前から毎日、買物客がバスを利用して仙台市に流出しているというのは、いかにも皮肉である。それほど仙台市の商業力は強く、福

島県下のスーパーへの物流は強力な仙台港を基点としている。

ちなみに仙台市の経済力を列挙すると

人口 102万5,098人（2005年）

上場企業本社数 22社

民営の事業所数 4万7,005事業所

製造業出荷額 7,713億円

同 従業員1人当り出荷額 4,150万3,000円

卸売業年間販売額 6兆5,904億円

小売業年間販売額 1兆2,454億円

大型店店舗数 172店

同 店舗面積 79万8,057m²

等である（以上はいずれも東洋経済新報社『都市データパック』2007年版による）。

既出の表 - 3 でみるとおり、仙台市はまた一方でコンパクトシティに取り組んでいる。つまり東北の入口の福島県は全体として商業まちづくり推進条例を出し、その福島県から流出する仙台市も同じくコンパクトシティを宣言している。そして事実として、仙台市は東北経済のセンターであり、東北経済を支配する交通網の本拠も仙台市にある。つまるところ首都圏の経済力は全国支配、とくに静岡県以北はすべてその圏内にあり、そのう

ち全国を管理する大型店ならびにコンビニの本拠も首都圏に存在する。

結 び

(1) 地方自治精神の胎動

年末恒例の京都・清水寺管長の筆になる、2008年(平成20年)を象徴する一文字は“変”であった。アメリカの新大統領オバマは2009年1月に就任したが、彼が新大統領選挙中にかかげたスローガンも、“チェンジ”(改革)で、日本文字の“変”にも通じる。そのアメリカで2008年秋に巨大金融機関のリーマン・ブラザーズの倒産という、“大変革”も起きた。そしてこの倒産が契機となり、FRB(中央銀行)の前議長がいうところの「100年に一度という不況」がアメリカ経済をおそい、製造工業の中核である自動車産業のビッグスリー(GM、フォード、クライスラー)が経営危機に直面、政府によって救済されるかどうか、アメリカの上下両院をまきこんでいる(2008年12月現在)。自由市場主義をかかげて世界経済を主導したアメリカの指導権の弱화가問われる時代である。

日本経済は、1990年代にバブルの崩壊を経験、それを公的資金によって漸く解決するのに10年もかかり、救済された巨大銀行は預金者にほとんど利子を払わない時代が世紀をまたいで続いている。その経験があるから、アメリカ経済の不況(恐慌)から大した衝撃を受けることはないという楽観論は一部にあったが、日本経済は輸出でなり立っているという体質がある。アメリカのビッグ・スリーの危機は、アメリカ本土のクルマ需要の落込みを意味し、そのアメリカの市場に大きく依存する日本の自動車産業も大きく動揺する。日本では世界企業のトップに近いトヨタ自動車は逸速く3万人の人員整理を発表、そのなかに本社員

も含まれているという。

財界代表の経団連会長である御手洗富士夫会長の経営するキャノンの大分工場の子会社は、非正規社員(派遣社員、アルバイト)等の整理を発表している。筆者がこんどの現地調査は、コンパクトシティ第1号の青森市と、全県を対象として条例を施行した福島県をみたのは、中央政府の新3法の欠点を補う自主独立の側面を重視したのが、重要な目的であった。つまり日本の代表的な巨大企業が人員整理を強行するなかであって、地方自治体が自力での中心商店街復活を条例でもって解決に向かう意味を現地でみたかったからである。その側面はみてとれたが、その欠陥もみえた。

コンパクト・シティの精神は、伝統的な中心商店街という地方都市コミュニティの復活によって、そこに住む市民の福祉の向上、つまり生活レベルの向上を旨としたものとして期待した。しかし現実に見たのは、ここでも“上からの指導”であり、それをもりあげたのは地域住民そのものではなかった。

基本的な疑問は地域住民の貧しさである。民間とくらべて公務員の給与とレベルが高いほど、一般庶民の所得が低いという民間調査機関の結果が、条例の裏側に透けてみえたからである。今回の筆者の調査期日で短いこともあり、現地の数字を実証できなかったが、上述の民間調査では「県民所得でワースト3位の青森県では70%も公務員の給与が高いのに対して、平均所得上位の大阪では20%、愛知ではおよそ25%、もっとも平均所得が高い東京では官民所得の格差はない」ということを原田泰は『文藝春秋』(2009年1月号、98~99ページ)で指摘している。コンパクトシティ第1号を実現した青森市だが、メインストリートの裏側をみると、原田泰の説明が裏付けられた気もする。コンパクトシティの発足がその成果をみせるには時期尚早であるということと同時に、その発想の先達者が恵まれた位置にあるという事実もま

た想像できる。今回の調査の対象は、県庁、市役所および商工会議所等々であったから、筆者の調査がそこで住む庶民に及ばなかったことが悔まれる。

青森市のメインストリートには立派な建物はみられたが、その建設に補助金は40億円で、国の補助金はその2分の1であった。

ところで今度のアメリカ発の不況は、1920年代の大恐慌と類似している点が多いと考えられ、そのアメリカのリードに依存してきた世界各国がそのショックを現実にも受け難い。日本の隣国である中国の経済の前途も決して明るくはない。その中国の安い労働力を利用して日本経済は、中国企業との提携や資本の進出に励んでいるが、今やその反省を強いられている。中国もまた輸出によって成長した発展途上国であり、その輸出先は日本と同じアメリカだが、アメリカ経済の一頓挫によりGDPの上昇率は2ケタをわり、1ケタ台は必定といわれる。中国にとってGDP上昇の8%はぎりぎりの限界であるという。

もとはといえば世界唯一の基軸通貨であるドルをもつアメリカは、その軍事力も世界最強、かつての対抗勢力のソ連も解体されて競争相手ではない。ブッシュ前大統領はアメリカ失速の元凶であることは世界は認めているが、その経済力は高金利によって世界中から資金をあつめたシステムにある。金融工学という理論によって過剰な資金を供給し、しかもその責任をとらなくてもよい仕組みが破綻の原因である。

ところで筆者は、アメリカから渡来したスーパーマーケットという業態の日本における経過を、国民生活金融公庫の『調査季報』で2回とりあげた。今回が3回目の寄稿であり、サブタイトルは“成熟期の流通産業（完）”とした。第1稿は『調査季報』（第79号、2006年11月）である。まず新業態のスーパーは東京の青山通りをスタート地点とし、次第に関西で生まれたダイエーがその先頭

に立ったが、日本経済のバブルの崩壊で同社が倒れ、名前だけは引きつがれたが、かわってイオンが大型店、コンビニの主体はセブン・イレブン・ジャパンが首位を占める。その成果は、全国の主要都市の中心商店街の衰退という都市にとっての痛手となった。いうところの“シャッター街”の続出である。筆者のみるところ、スーパーマーケットを流通革命と称して推奨した通産省が単独で行った近代化政策の失政にある。その背景は種々あるが、既述のことなのでここでは繰返さない。そして大型店の全国制覇の、いまひとつのマイナスの側面である中心商店街の衰退は“新三法”により解決しようとしたが、この政策は自治体の協力なしにはありえない。その協力の発揮が“コンパクトシティ構想”であろう。その第1号が本州北端の都市・青森市で誕生、それに全国自治体と商店街の指導者が続いて同様の条例をつくるようになったのは現在の状況である。

他方、全国支配型の大型店と、既存市街地の各所に展開したコンビニは、前者は郊外に後者は伝統的商店街に確実に根をおろし、この既成事実の存在は重い。もちろん採算が悪化した大型店は撤退する事例も決して少なくはないが、いったんできあがった郊外型の商業集積を解消させることは短期的には難しいのではないかと。

大店法により熊本市への進出を意図したダイエーに最後まで抵抗した熊本市の商店街は新三法にしたがいながら、郊外に進出したイオンの熊本市郊外への進出を、熊本市長は自らの権限で阻止している（『調査季報』第82号、2007年8月）。地方自治体は新三法を活用して独自の条例をつくり、大型店の思うがままの進出を拒否し、コンパクトシティ第1号の青森市はまた、進出を意図した大型店を3カ所に分割させたことは、地方自治体のルネッサンス（チェンジ）である。

現在、雇用形態は多様化し、パートをはじめとして、契約社員、派遣、請負など、非正規労働者

は全就業者の3割に及んでいる。正社員は暫くおくとして、非正規社員は同一労働でも低賃金である。もともと非正規社員制度は、同時通訳などの一時的な性格の働く人と、家庭の主婦が、世帯主の男性の収入があることを前提としていることから出発している。地域の最低賃金を、下まわっていないければよく、年収200万円以下が普通である。それが小泉純一郎元首相の時代に、製造業にまでその範囲を拡大、日本の超一流企業までがグローバル化への対処を名目として利用しはじめる。1990年代のことである。

非正規社員は、いつでも整理の対象としても合法的だから、世界不況が蔓延すれば、すぐ整理の対象となるのは、企業にとって合理的だが、日本社会にとっては危機そのものとなる。非正規社員は組合をつくり、不当解雇を訴えており、マスコミは毎日その情報を流す。

しかしマスコミは別名ジャーナリズムとよばれ、“ジャーナル”とは1日かぎりの旅行のことである。その見解は短期的になりがちである。また今日ではパソコンの普及により“新聞紙による媒体は弱化”しており全国紙の経営悪化も噂されている。「一寸先は闇」とは単に永田町の政治の世界だけではなく、日本全体、いや世界全体の先行き不明をも表現する文言になってしまった。スーパーマーケットの世界も、この傾向から逃れられないのは当然だろう。

このときコンパクトシティ運動は全国に広がつつあるが、第1号の青森市をみても、福島県をみても、大型店の郊外進出は阻止する政策をつくり、それは成功しつつあるかにみえるが、既にできあがった郊外型の商業集積の事実はそのままだ存在している。郊外といい、あるいは旧市街といいコンビニは個人経営が主体であり、それは中小企業であり家族経営であって規制は不可能である。コンビニの売上げは急上昇していることを、個々のコンビニの店員は話してくれる。タスポ(成人

識別ICカード)の導入によってタバコの売上が購入の手軽なコンビニにシフトしたことによる影響である。

筆者がコンパクトシティを流通産業成熟期シリーズの最後に選んだのは今ひとつの理由がある。それは日本社会の底辺に甘んじて耐えてきた東北の、そのまた北端の青森市が第1号となり、東北の入口に当たる福島県が全県を条例でカバーした実情を、この目で確かめなかったからである。短い日程の調査だから、その全体を調べることはもちろんできず、その一部の個所のみ調査に終わったが、日本の底辺である東北の地にも、地方自治の気力があることは確かめられた。

NHKは2008年に没した作曲家・遠藤実の特集番組を放映した。遠藤は東京の生まれだが、第二次大戦中に新潟県に学童疎開し、寄宿先の農家の手伝いをしているとき、ラジオから流れるドボルザークの交響曲「新世界」第2楽章を聞き、望郷の思いで涙がとめどなく流れたという。敗戦で上京ができた彼は、独学で作曲を学び、流しの演歌手から、1956年(昭和31年)に「お月さん今晚は」をヒットさせて流行歌の第一線に躍り出る。内弟子となった千昌夫の“北国の春”は、日本はおろかアジア中で愛唱されていることを綴ったのが、特集の内容であった。筆者の今回のコンパクトシティ調査は、筆者の身体にしみこんだ感覚としての“日本の故郷は東北”であるという心情に基づくところが多い。

もちろん青森市も福島県も、コンパクトシティ構想は始まったばかりで発展途上にすぎない。現実の成果もさることながら、日本の底辺といわれる東北にデモクラシーの底力を感じたことが最大の収穫かも知れない。そして同じとき、アメリカ合衆国の世界支配が終焉を迎えたことも、偶然の一致とはいえないものを感じる。

(2) コンパクトシティの現状と展望

今回のコンパクトシティ調査の対象は、青森市と福島県全域で、いずれも都市中心街の空洞化の解決と、郊外への大型店の進出阻止を目的としている。両者とも商業集積の郊外化を解消しようとする中央政府の“新三法”と呼応しながらも各都市の独自性を生かそうとするものである。調査の結果は、郊外への大型店の新規の進出に歯止めはかかったが、既成の郊外商業集積は残ったままだし、伝統的な商店街と郊外の住宅地に虫喰い状況をもたらしたコンビニと全国チェーンの中小商店も展開している。地方自治体の条例による中心市街地活性化と大型店対策は、発展途上というほかはない。

大型店は経営悪化すれば現に撤退を続けているが、コンビニは個人経営でしかも中央本部が上部からコントロールできる仕組みはそのまま残る。セブンイレブン・ジャパンの第1号店主の話では、自らは東京の工業地帯に立地、本部から与えられた株式の価格上昇での売却利益で4階建てのビルを建て、1階だけがコンビニで2階以上はマンションと自宅である。いわゆる成功例であるが、その彼の証言によるとセブンイレブン全加盟店のうち、おおよそ3分の1は黒字、残りの3分の1は採算ぎりぎり、そして最後の3分の1は倒産寸前とみている。倒産した方が都合がよい個店も、本部との契約で一定の期間内の離脱は違約金をとられるから今すぐの自己破産もできない。ただしタスポの出現でタバコの売上が急上昇、それが加盟店の危機を助けているという側面もあり、一概にコンビニが危ないともいえない状況である。

大型店の最大手“イオン”は2008年8月中間期の純利益が赤字である。総合商社との資本提携で信用力は保っているが、各地への郊外進出はコンパクトシティをみざす自治体の続出で容易ではない。しかし第二のダイエーとなって倒産するとい

う噂はない。

つまりコンパクトシティの発生も発展途上であり、大型店の経営も全国展開のチェーン組織も、現状と展望はきわめて不透明である。むしろ100年に一度とアメリカのFRB前議長が言明した世界不況（あるいは恐慌）の先行きがグローバリゼーションによって全世界を震撼させている行程そのものによって、日本もアジアも欧州も動揺は治まるまい。

2009年1月、ブッシュ前大統領にかわって登場したアメリカの新大統領オバマがいかなる行動をとるのか。何しろ世界経済を動かす基軸通貨のドルがアメリカ自身の失政で崩壊してしまったのだから、その前途は容易ではあるまい。1930年代のブロック経済への復帰はあるまいが、各国はとりあえず通貨の供給を増やし、中央銀行の貸出し金利をゼロにして当面の危機対処するほかはあるまい。

日本の場合どうか、マクロ経済政策として、減税、財政出動、金融緩和などがスピードを重視して実行を求められるが、政府も日本銀行の動きも右往左往の感がつよい。唯一はっきりしているのは、新年度からの定額給付金の給付だけであり、1回かぎりのこの政策に賛成する国民は少数である。給付されても消費ではなく貯金へまわるのが大勢であると専門家は言い、大衆もみなそう考えるのが普通である。

日本はアメリカと異なり個人資産1,500兆円をもつが、この豊かさを活用すべき手はずはないのか？ 官僚も政権与党も混乱を重ねている。対外関係をみても、中国経済もアメリカの一国支配体制の崩壊でその先はみえない。日本経済との関係は紆余曲折ながら将来展望に期待するだけしかないのである。

日本と同じく輸出を主軸として発展をとげてきた中国経済は、今日の世界同時不況で足下の不安が表面化した。日本と異なり中小企業を救済する

仕組みは未整備のままだし、都市と農村の経済格差は戸籍法の不備のせいもあり、解決の見通しはたたない。GDP成長率の先行きは、2ケタを割り、8%程度になると予想されるが、このラインは中国経済にとって最低線と専門家はいう。政治体制は社会主義で、経済だけ市場中心主義の中国は、言論の自由もなく、かてて加えて2008年の四川の巨大地震、チベット自治区の反乱、エネルギーをはじめとする工業資源の不足、技術の未発達と、中国のかかえる不安は体制の不安につながりかねない側面をもつ。そして日本はまたその中国と経済面で密接不離の現状である。

仏教は混乱の世を“無明の闇”という。日本と

世界の現状は、この言葉で代表できるのではあるまいか？今回の調査の目的は東北を主としたコンパクトシティ運動の現状と将来をみることにあったが、それ自身は日本の社会はその底辺で自治の精神を失っていないことを側面からみせてくれた。そのことを印象としてうけたことが今回の調査の最大の収穫であったと考えている。

日本の小売商業の敗戦後の推移を追って、辿りついたのはコンパクトシティ運動であった。それが目標とする中心商店街の復活は緒についたばかりだが、それは大店法にはじまる日本の中央政府の失政を、中央の力を借りながら自力復興の精神を失うまいという底辺の側面をみせてくれた。

参考文献

- 下平尾勲「コンパクトシティ構想について (1) コンパクトシティ構想の意義と成功条件について」『福島の進路』(福島経済研究所、2006年10月)
- 下平尾勲「コンパクトシティ構想について (2) 福島市の都市構造の変化を中心として」『福島の進路』(福島経済研究所、2006年11月)
- 下平尾勲「コンパクトシティ構想について (3) 中心市街地の再開発と大規模店郊外立地規制との関係について」『福島の進路』(福島経済研究所、2006年12月)
- 鈴木浩『日本版コンパクトシティ』(学陽書房、2007年刊)
- 拙著『大店法と都市商業・市民』(日本評論社、1991年刊)
- 拙稿「成熟期の流通産業」『調査季報』(国民生活金融公庫総合研究所、第79号、2006年11月)
- 拙稿「成熟期の流通産業(続) - 熊本商圏の動向を見る」『調査季報』(国民生活金融公庫総合研究所、第82号、2007年8月)
- 林周二『流通革命』(中央公論社、1962年刊)
- 原田泰「消費税アップは15年後でよい」『文藝春秋』(文藝春秋社、2009年1月)